

入札に関する質問、回答

公告日:令和7年8月18日 閲覧終了日:令和7年10月7日

工事名:経営体育成基盤整備事業 甲田地区 令和6年度起工第2号 ほ場整備工事(2ブロック)

質 問		回 答	
①	設計書の掘削・運搬機械はスクレーブドーザ及び被けん引式スクレーパでの施工とされていますが、現状でこれら施工機械とオペレーターを確保することは困難と思われます。また、施工機械があったとしても、定められた工期内に施工するための必要台数を確保することは困難です。施工機械、歩掛の設計変更は協議していただけますでしょうか。	①	本工事では施工方法に特別な定めを行っておらず、標準積算における標準工法等と実際の施工が異なることを許容していることから、全体的な掘削・運搬機械の設計変更協議を行うことは考えていません。
②	「運土計画メッシュ図」、「運土計画図」の提示をお願いします。(1ブロックの設計図には添付されていません)	②	別添のとおり、参考図面として提示します。 ただし、設計図書として施工方法(運土計画)を指定しているものではありません。
③	設計書の掘削・運搬機械はスクレーブドーザ及び被けん引式スクレーパでの施工とされています。(運土計画がないため詳細は確認できませんが)これらの施工機械では切土箇所から39番ほ場～42番ほ場への運土が困難と考えます。施工機械、歩掛の設計変更は協議していただけますでしょうか。	③	質問にある運土に関しては、現場条件の制約や障害がありませんので設計書の施工機械による施工は可能と考えています。
④	本工事箇所は盛土規正法の特定盛土等規制区域(案)の範囲内となっており、盛土高5m以上、盛土及び切土をする土地面積3,000m ² 超の場合は同法の許可対象となり、規制対象の技術基準によると「厚さ30cm以下毎に締固め」が必要とされています。本工事では盛土高が20mを超える箇所もありますが、設計書及び特記仕様書に「転圧」の項目がありません。転圧は必要ないのでしょうか。	④	盛土規制法に関しては、関係部署への事前相談も踏まえ、許可を要しない工事(土地改良法第2条第2項に規定する土地改良事業)に該当するため、質問にある技術基準による施工は想定していません。 なお、質問にある転圧は設計書の盛土法面転圧工を除き、重建設機械による造成土工及び長期施工に伴う自然圧密により転圧は不用と考えています。
⑤	特記仕様書に「2ブロックへの重機搬入等については隣接する工事中の1ブロック内を通行する必要がある。」とされていますが、伐採工及び2号調整池の工事では現道を使用する必要があると思われます。道路拡幅や施工機械の分解小運搬等は変更協議していただけますでしょうか。	⑤	質問にある現道は拡幅出来ないため使用を考えていません。 そのため、隣接する1ブロック内の通行を予定していますので道路拡幅や施工機械の分解小運搬等の変更協議は考えていません。
⑥	特記仕様書に「2ブロックから1ブロックへの運土が発生する見込み」とされていますが、工事用道路の計画がありません。仮設工事用道路の設置等について変更協議していただけますでしょうか。	⑥	特記仕様書にある運土が発生した時点で、仮設工事用道路の設置が必要となった場合は変更協議を行います。